

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成26年3月24日

京都市長 門川大作

## 1 図書の写しの概要

### (1) 施行者の名称

京都市

### (2) 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

ア 3・3・11号 淀駅前線

イ 7・7・111号 淀駅南側道線

### (3) 事業施行期間

ア 平成12年3月14日から平成27年3月31日まで

イ 平成11年12月17日から平成27年3月31日まで

### (4) 事業の所在地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

## 2 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

### (1) 縦覧場所

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地

京都御池第一生命ビルディング3階

京都市建設局事業推進室

### (2) 縦覧期間

平成26年3月24日から平成27年3月31日まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

### (3) 縦覧時間

午前9時00分から午後5時00分まで

（建設局事業推進室）